

## 第1章 教育課程とは

この章は教育課程について基本的、原則的な概念を理解する内容です

### 2 学習指導要領と教育課程

#### (1) 学習指導要領上の教育課程の定義

下の から に適切な言葉を入れてみましょう。

#### 教育課程の定義 教育課程とは？

平成20年告示学習指導要領解説 総則 編 P9

学校教育の ( ① や ② ) を達成するために、  
教育の内容を児童の ( ③ ) に応じ、  
( ④ ) との関連において  
総合的に組織した学校の ( ⑤ )  
である。

これは平成20年告示小学校学習指導要領解説P9に記載された教育課程の定義です。

目的 目標 心身の発達 授業時数 教育計画 ということになります。

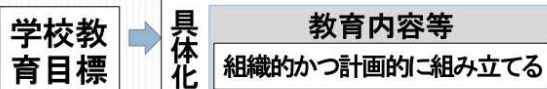
ずばり教育課程は教育計画と定義していいでしょう。

平成29年3月告示の学習指導要領では、学校の使命とともに教育課程を「教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた」ものと定義しています。

#### 平成29年3月告示学習指導要領 P15 学校の使命

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。



#### (2) 教育課程編成の主体と学習指導要領

「教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた」のが教育課程だとすれば、それを編成する主体は誰でしょう。

校長？教頭？教務主任？先生方？教育委員会？文科省？

次の事例について考えてみましょう。

事例1 A小学校では、5年生の学力が低いので、来年の全国学力・学習状況調査に備えて、国語、算数、理科、それに体力テスト対策で体育だけの教育課程を編成することにした。

学習指導要領総則(p17)の第1章第1「小学校教育の基本と役割」は「各学校においては、...適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」で始まります。

この「各」は平成元年告示の指導要領からついたもので、「それぞれの学校は」ということになります。そうであるなら、A小が独自に事例に挙げた教育課程を編成してもよさそうです。

が、そこには三つの条件がついています。

まず、教育基本法や学校教育法その他の法令、この章以下に示すところに従うこと。次に、児童の人間として調和のとれた育成を目指すこと。三つは、児童の心身の発達の段階や特性、学校や地域の実態を十分考慮すること、以上の三つです。

この中でも決定的なのは です。詳細は次の次章「教育課程法制」で学びますが、教育の目的、目標、義務教育の目的、目標、さらには小学校等の目的、とりわけ学校教育法(以下学教法)第30条第2項は重要です。さらに、この事例では学教法施行規則50条、51条、52条に抵触しますから、できないということになります。

学教法施行規則第52条には、「文部科学大臣が定める学習指導要領に従うものとする」とあります。指導要領は、法令に定められた各学校が編成する教育課程の基準としての法的な性格を有していますので、各学校は、そ

## 第1章 教育課程とは

この章は教育課程について基本的、原則的な概念を理解する内容です

れに従う義務があるということです。

従って、学教法施行規則第50条において、小学校教育課程で編成すべき教科等は定められ、指導要領にも、総則以下に同規則で定められた教科が示されています。

学習指導要領とは	
学習指導要領＝教育課程の基準	
学習指導要領の目次	小学校学習指導要領
	目次
	第1章 総 則
	第2章 各 教 科
	第1節 国 語
	第2節 社 会
	第3節 算 数
	第4節 理 科
	第5節 生 活
	第6節 音 楽
	第7節 図画工作
第8節 家 庭	
第9節 体 育	
第3章 特別の教科 道 徳	
第4章 外国語活動	
第5章 総合的な学習の時間	
第6章 特別活動	

教科等による構成

教科等の構成は歴史的に変化

もっと根本的には、学校教育の目的・目標にかかるとして、学校教育は教育基本法第5条2項（義務教育の目的）、学校教育法第21条（学校教育の目標）、29条（小学校の目的）、30条第1項（小学校の目標）を踏まえて行うものであり、入試対策とかテスト対策を目的としたものではありません。中学校以上には敢えてこう申し上げなければならない実態はあります。

事例2 B小学校の2年生を担当するC先生は2年生には基礎・基本が大切だから、乗法九九のドリル学習を徹底して行い、それに伴う算数的活動は乗法九九が暗記できたものだけが取り組み、それができない児童には暗記できるまでドリル学習に取り組むような算数科の教育課程（指導計画）を立てた。

事例2は教科内容にかかる事例です。これも、施行規則52条の規定により各学校の教育課程は学習指導要領によるものとするされていますから、各教科等の目標や内容等を記述した指導要領に従う義務があるのです。

事例3は、事例1、2のまとめのような事例です。事例1の理由で不可。は施行規

事例3 D小学校のE校長は、国語力を身に付けさせるために、外国語活動を読書の時間に代えるよう職員に指示した。また、3年生以上の児童には、総合的な学習の時間を1時間にして国語の時数を1時間増やして、授業を実施したところ保護者には圧倒的な支持を得た。

則第51条で別表第1に定める授業時数によるものとするされていますから、これもできません。ただし、別表第1に定める授業時数は年間35週をベースにしていますから、この35週を超える授業時数は学校裁量できる時間ということになります（注）。コロナのような突発的な臨時休校等がなければ、各校はだいたい40週から42週で教育課程を編成していますから、それらから35週を引いた時数が懐時間となって各学校の特色ある教育活動が展開できるということです。

以上、教育課程は、各学校が子どもの実態、地域や保護者の願いや特色を踏まえて編成する学校の教育計画ということになりますが、それは法令に基づいた文部科学大臣が定める学習指導要領を基準となって枠組みを構成しています。

### (3)教育課程とカリキュラム

今次指導要領改訂によって、教育課程に対してカリキュラムに焦点が当たっています。

教育課程が教育計画であるのに対してカリキュラムは子どもが学んだ結果、すなわち子どもの側から見た学習と経験の全体を表す概念です。カリキュラムは教育する側が意図する、しないに関わらず子どもが学校生活の中で学び取っていく「隠れたカリキュラム」も含まれていますから、子どもの側に立って教育の有り様を総合的に捉える必要があります。

（注）特別活動において学級活動以外は臨時的に適切な時間を組み込む仕組みになっているので、35週以上で年間授業時数を設定する必要があります。